

第1回瀬田川整備検討委員会のご意見に対する説明

近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所

令和4年10月26日

第1回瀬田川整備検討委員会の意見と回答

No	委員会での意見等	回答
No1 観点：河川整備	<ul style="list-style-type: none"> ・1,500m³/sという数字は、将来長い間にわたってある程度確定していると考えてよいか。大戸川ダム事業と関連して変わるようなものか。 ・改修目標を1,500m³/sとすることの妥当性を示してほしい。 	<p>○淀川水系河川整備基本方針（平成19年8月）において、主要な地点における計画高水流量として、鹿跳溪谷区間の下流の宇治川宇治地点の計画高水流量を1,500m³/sとしており、これを踏まえた整備目標流量となります。</p> <p>○社会資本整備審議会において、気候変動を踏まえた議論がなされており、淀川水系河川整備基本方針の目標流量についても、今後検討するものと考えられる。一方、河川整備計画目標流量の設定に関しては、当面整備の観点から下流部の河道整備状況等も勘案して決定する必要があり、慎重に議論して参りたい。</p>
No2 観点：河川整備	<ul style="list-style-type: none"> ・洗堰の全閉ルールは、滋賀県も含めて社会的なコンセンサスは得られている状況であるのか。 	<p>○瀬田川洗堰の操作は、平成4年に策定した操作規則に基づいて行っており、全閉操作についても操作規則に基づいた操作となります。</p> <p>○操作規則の制定にあたっては、河川法第14条第2項及び河川法施行令第9条の2の規程により、関係都道府県知事の意見を聴取することとされており、瀬田川洗堰の操作規則の策定にあたっては、大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県の各知事から意見聴取を行い、上下流合意のもと定められたものとなります。</p> <p>○なお、河川整備計画においては、「一部の地域の犠牲を前提としてその他の地域の安全が確保されるのではなく、流域全体の治水安全度の向上を図る観点から、宇治川・瀬田川における対策及び大戸川ダムの整備を行った後、下流に影響を及ぼさない範囲で、原則として瀬田川洗堰の全閉は行わないこととし、洪水時においても洗堰設置以前と同程度の流量を流下させることとする。ただし、下流河道で堤防の決壊による甚大な被害の恐れがある場合など、真にやむを得ないときに限って瀬田川洗堰の全閉操作、川沿いの内水排除の規制などについて検討し、流域が一体となつて的確な対策を講じる。」と河川整備基本方針を踏まえた将来的な方針を示している。</p>
No3 観点：河川整備	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿跳溪谷対策について、これまでの経緯で河床掘削を前提として考えるのか。それ以外にもバイパス放水路トンネルなどの他の案があるのか。想定されているものがあればご提示頂きたい。 ・鹿跳溪谷を河床掘削する場合、もともと山岳地域で掘削後も自然な岩の風合いが出てくることから、景観上の問題は少ないと思う。むしろ、生態系への影響が大きいのでは。さきほどの河床掘削の代替案としてのバイパス放水路トンネルも含め、景観だけでなく総合的に整備事業を選択していく必要がある。 ・河床掘削については、水平な河床ではなく景観に配慮したような掘削方法もある。またバイパス放水路トンネルという言葉も出たので今後の提示を待ちたい。 	<p>○鹿跳溪谷区間の改修方針については、これまでに直接、鹿跳溪谷区間の河床を掘削し必要な河道断面を確保する方法と鹿跳溪谷区間をバイパスするトンネル放水路を整備する方法について検討を進めてきております。</p> <p>○河床掘削案については、詳細は資料2で改めてご説明させていただきますが、鹿跳溪谷区間の上流側の河床を1,500m³/sの流下能力が確保できるよう掘り下げたものです。</p> <p>○バイパス放水路案については、目標流量である1,500m³/sに対して、現況河道の流下能力において不足する流量を鹿跳溪谷区間の上流から下流にバイパスして流下させる案で、瀬田川の右岸側をバイパスする案と左岸側をバイパスする案を検討しております。右岸案については延長が2,210m、左岸案は延長が1,150mの計画としており、これは、両案とも呑口や吐口の設置位置を周辺地形や土地利用、自然環境への影響等を考慮して決定したことによるものです。</p> <p>○また、トンネル断面は両案ともに流下能力の効率性や経済性を勘案して、5心円偏平馬蹄形を採用しており、内空幅は右岸案が12.5m、左岸案が13.4mとし、それぞれ350m³/sと380m³/sの流量をバイパスする計画としております。</p> <p>○これらの整備案について、比較検討した結果、整備の実現性、コスト、整備後の維持管理面、地域社会への影響の観点から、河床掘削案が優位であり河床掘削案による整備を行う方針としております。</p>

第1回瀬田川整備検討委員会の意見と回答

No	委員会での意見等	回答
No4 観点：河川整備	<ul style="list-style-type: none"> ・目標放流量1,500m³/s達成による琵琶湖高水位継続時間の短縮効果を見せてほしい。 	<p>○昭和36年6月洪水の実績ハイドロを琵琶湖水位1.4m程度となるような降雨（1.38倍：琵琶湖計画規模洪水相当）に引き伸ばした場合、現況河道と整備完了後の河道の流下能力をもとにした琵琶湖水位の変動シミュレーションの結果を図示しております。</p> <p>○シミュレーションの結果から、琵琶湖水位の変化として、ピーク水位はBSL +1.55mからBSL +1.40mに低下し、浸水時間は約27日（636時間）から約19日（462時間）に短縮する結果となっています。</p>
No5 観点：土砂動態	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿跳溪谷の河床材料が最近動いているのか、水の中にも同じような材料があるのか。写真を見ると周りの石が黒くなっていてあまり動いていないように見える。今後、大戸川ダム建設により土砂供給が減ることも考慮すると、土砂動態の把握が重要と考える。 	<p>○これまでに実施した瀬田川の定期縦横断測量の結果を見ても、鹿跳溪谷区間において土砂の堆積は確認されません。</p> <p>○また、現況河道における近年の最大洪水である平成25年台風18号の実績ハイドロを対象とした河床変動解析の結果を図示しておりますが、解析の結果、大戸川合流部付近において土砂の堆積が確認されますが、鹿跳溪谷区間ではほとんど堆積することなく下流へ流下する結果となっております。</p>
No6 観点：景観	<ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県の指定記念物となっている甌穴の取り扱いについては必要な協議を進めて頂きたい。 	<p>○滋賀県において、「鹿跳峡の甌穴（米かし岩）」を自然記念物に指定される際の河川管理者との協議において、河川管理上において必要がある場合には指定を解除できることとし、解除に向けた協議を行うこととされています。</p> <p>○今後の検討を踏まえ、必要に応じて河川管理者から滋賀県に対して、自然記念物指定の解除に向けて協議をさせて頂きたいと考えておりますので、ご協力をお願いします。</p>
No7 観点：景観	<ul style="list-style-type: none"> ・この鹿跳溪谷で景観で何を守り何を変えてよいのか、目標像を考えたほうがよいと思う。例えば、桂川の嵐山地区では昔古来の天竜寺十景があり目標像の参考となった。ここでは立木観音のお寺の縁起と鹿跳溪谷が関連していることから、ヒアリング等を行えば歴史的に見た景観整備の方向性が定まってくるのでは。 ・立木観音へ参拝される方は立木観音周辺の自然景観を楽しんでいる。立木観音周辺の雰囲気や壊さず、原風景を残す工夫をしてほしい。 	<p>○立木観音に参拝される方は、図に示すとおり国道422号のバス停、瀬田川沿いの駐車場及び川沿いに整備された遊歩道からアクセスされております。</p> <p>○鹿跳溪谷区間の整備にあたっては、立木観音周辺の雰囲気や参拝される方から見える景観になるべく影響を与えないよう配慮したいと考えております。</p> <p>○今後、整備方策の検討を進めるなかで、立木観音周辺における景観への影響も踏まえながら、立木観音安養寺へのヒアリングも検討させて頂こうと考えております。</p>
No8 観点：自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿跳溪谷に漁業権はないが、支川のほうに漁業権があると聞いている。注意を払って施工して頂きたい。 ・漁協権のある支川と、瀬田川の掘削工事区間が重ならないからといって切り離して考えてよいのか。生息する生物に悪影響のないようにお願いしたい。 	<p>○鹿跳溪谷区間と支川の位置関係及び各支川における漁業権の設定状況については、図に示すとおりとなります。大戸川、信楽川、大石川に漁業権が設定されております。</p> <p>○鹿跳溪谷区間と漁業権のある各支川の区間が重複することはありませんが、本川と支川の連続性も考慮して、改修にあたっては、工事の施工も含め、極力、生物等の生息場の変化を小さくし、影響が及ばないよう配慮していきたいと考えております。</p>

第1回瀬田川整備検討委員会の意見と回答

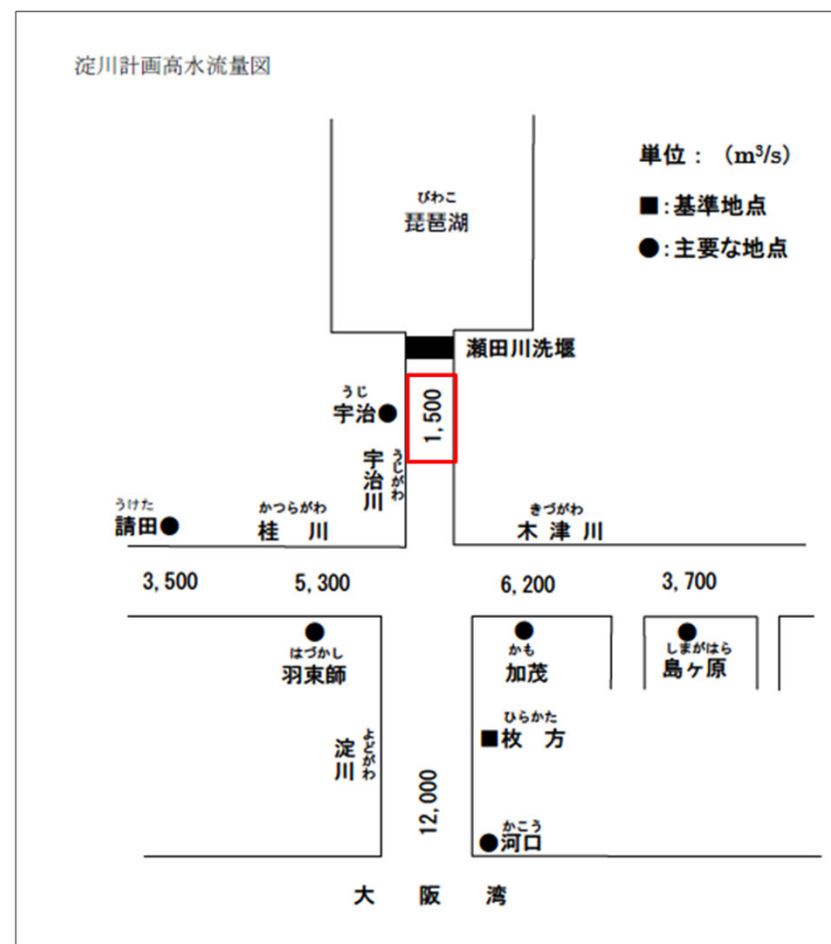
No	委員会での意見等	回答
No9 観点：自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ・動植物に関する調査となると、三次元的な地形や河床材料を把握しておいたほうがよい。 	<p>○平成19年度に鹿跳渓谷区間の66.5k~68.0kにおいて、横断測量を縦断方向に約10m間隔で実施しており、その成果から図に示すとおり3次元地形図データを作成しています。</p> <p>○また、今年度瀬田川では航空レーザー測量の実施を予定しており、最新の地形データを把握したいと考えております。</p> <p>○河床材料については、令和3年度に鹿跳渓谷区間から琵琶湖までの区間において、河床の粒度分布を把握するための調査を行っております。</p> <p>○鹿跳渓谷区間の66.5k~68.0k区間の岩河床区間の河床材料の代表粒径は、下層は陸域、水域とも代表粒径は同様にdR=2mm程度の砂成分です。</p> <p>○これは、大戸川からは風化した花崗岩の真砂土が流入して河床材料を構成している、鹿跳渓谷区間の上流部の68.0k~70.0kの代表粒径と同様の傾向です。</p> <p>○よって、鹿跳渓谷区間の66.5k~68.0k区間の岩河床区間では、ほぼ毎年数回行われる瀬田川洗堰全開による琵琶湖後期放流により、岩河床上の河床材料はフラッシュされ、後期放流の流量低減とともに、陸域、水域に砂成分が岩河床上に若干堆積していると推測されます。</p>
No10 観点：自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境を議論するには、流速や水深の流れの分布が参考となる。それらを面的に簡単に測れるような装置もあるので、洪水時あるいは平水時の流れの様子と生物の選好性が相互に見られるようになるとうい。 	<p>○現況河道における洪水時や平水時の流速や水深等の分布については、平面二次元河床変動解析により、把握をしているところです。</p> <p>○今後、現地における面的計測により、解析結果の妥当性を確認することも検討していきたいと考えておりますので、必要な助言を頂きたいと考えております。</p> <p>○ご意見を頂きましたとおり、鹿跳渓谷区間における魚類や底生生物の注目種を選定し、それらの種について、水の流れなどの選好性を踏まえ、整備を行った後に物理環境がどのように変化するか予測したうえで、好適生息環境がどの様に変化するか分析したいと考えております。</p>
No11 観点：親水性 (利用)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年に鹿跳渓谷を会場とした国スポを予定している。整備スケジュールの配慮を頂きたい。 ・令和7年の国スポ、前年のリハーサルも含め、大会の開催に支障のないように配慮願いたい。 ・国民スポーツ大会への影響を極力減らすため、工事期間には配慮されたい。 	<p>○国民スポーツ大会及びブレ大会の開催時期やカヌー競技予定コース等については、既にお話しをお伺いしているところです。</p> <p>○鹿跳渓谷区間の整備実施時期については、まだ明確に定まってはいませんが、整備の実施にあたっては、施工箇所や施工時期等について、これらの大会運営にも配慮していきたいと考えております。</p>
No12 観点：親水性 (利用, 観光)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業予定区間は、複雑で多様な流れが連続している区間であり、カヌーやスラローム競技会が開催されている。この水面利用の観点からもカヌーなど水面利用者の意見を配慮した整備を行ってほしい。 ・アンケートや意見を収集された時には、この委員会でもご紹介いただきたい。 ・観光面では当該地域は景色もよく、ラフティングなどのアクティビティでも使用されている。観光資源として持続できるような配慮をお願いしたい。そして周辺の事業者の意見も収集して整備を進めてほしい。 ・カヌーやラフティングへの影響があるので周辺事業者へは理解を求めため丁寧な説明をお願いしたい。 	<p>○鹿跳渓谷区間及びその周辺におけるカヌーやラフティングなどの水面利用に関しては、図に示すとおり把握しているところです。</p> <p>○今後の詳細な掘削断面の検討にあたっては、周辺事業者や水面利用者に対して河川整備について説明をさせて頂き、水面利用者の意向把握に努めたいと考えております。</p> <p>○お伺いした意見とその対応について、本委員会にもご報告させて頂き、助言を頂きたいと考えております。</p>

意見No1 観点：河川整備

【委員会での意見等】

- ・1,500m³/sという数字は、将来長い間にわたってある程度確定していると考えてよいか。大戸川ダム事業と関連して変わるようなものか。
- ・改修目標を1,500m³/sとすることの妥当性を示してほしい。

淀川水系河川整備基本方針（平成19年8月）



※国土交通省 近畿地方整備局HP：淀川水系河川整備基本方針より抜粋

【委員会での指摘等】

・洗堰の全閉ルールは、滋賀県も含めて社会的なコンセンサスは得られている状況であるのか。

瀬田川洗堰の操作規則制定時の際の滋賀県からの意見書(H4年3月)

滋水政第 84 号

平成4年3月30日

建設大臣 山崎 拓 殿

滋賀県知事 稲葉



淀川水系瀬田川洗堰の操作規則について（回答）

平成4年3月21日付け建設省河治発第22号で照会のあったこのことにつ

いて、下記のとおり意見を述べます。

記

1. 瀬田川洗堰操作規則（案）について

特段の意見はない。

今後、淀川の河川改修等に合わせて、適宜操作規則を改正されたい。

2. 瀬田川洗堰の操作について

瀬田川洗堰の操作にあたっては、可能な限り琵琶湖の水位の変動を抑制することを基調としつつ、琵琶湖の高水時には速やかに水位を低下させ、また低水時には水位の低下を極力抑制することを基本とし、次のことに配慮して適切に行われたい。

(1)琵琶湖の高水時

瀬田川洗堰を全閉することを原則とし、宇治川および淀川の洪水防御のため、やむを得ず全閉若しくは制限放流する場合は、その時間を最小限にとどめられたいこと。

(2)琵琶湖の低水時

琵琶湖の水位低下をできるだけ抑制するため、琵琶湖からの放流量は、枚方地点の水利権量の範囲内でその時々が必要最小限の取水が出来る量を基本とされたいこと。

(3)濁水時

琵琶湖の水位がマイナス1.5メートルに達しないよう可能なあらゆる手立てを講じ、マイナス1.5メートルを下回る利用を前提とした操作は行わないようにされたいこと。

マイナス1.5メートルに至らしめない努力がなされたにもかかわらず、気象条件等により、マイナス1.5メートルを下回ることが避けられなかった場合は、マイナス2.0メートルを下回ることのない範囲内で人道上必要な最小限の取水とし、維持流量は生態系に回復不可能な打撃を与えない最小限の供給にとどめられたいこと。

(4)その他

・洗堰操作に関して、毎年定期的に、また必要に応じて適時滋賀県と意見交換する機会を設けられたいこと。

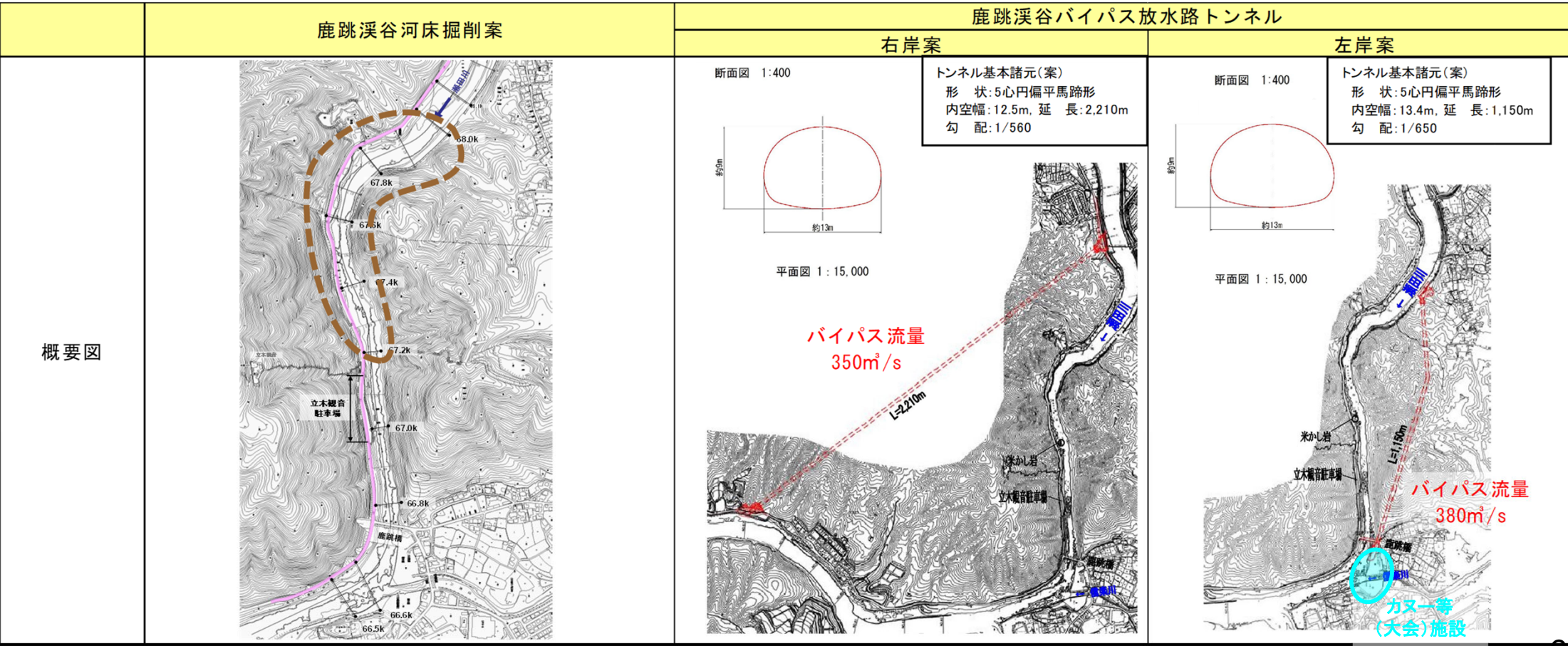
・不測の事態が発生した場合は、建設省および水資源開発公団の責任において速やかに適切な対策を行われたいこと。

・琵琶湖治水事業の効果が十分発揮されるよう、洗堰下流の瀬田川、宇治川および淀川の改修ならびに大戸川ダム建設事業、天ヶ瀬ダム再開事業を精力的に進められたいこと。

意見No3 観点：河川整備

【委員会での意見等】

- ・鹿跳溪谷対策について、これまでの経緯で河床掘削を前提として考えるのか。それ以外にもバイパス放水路トンネルなどの他の案があるのか。想定されているものがあればご提示頂きたい。
- ・鹿跳溪谷を河床掘削する場合、もともと山岳地域で掘削後も自然な岩の風合いが出てくることから、景観上の問題は少ないと思う。むしろ、生態系への影響が大きいのでは。さきほどの河床掘削の代替案としてのバイパス放水路トンネルも含め、景観だけでなく総合的に整備事業を選択していく必要がある。
- ・河床掘削については、水平な河床ではなく景観に配慮したような掘削方法もある。またバイパス放水路トンネルという言葉も出たので今後の提示を待ちたい。



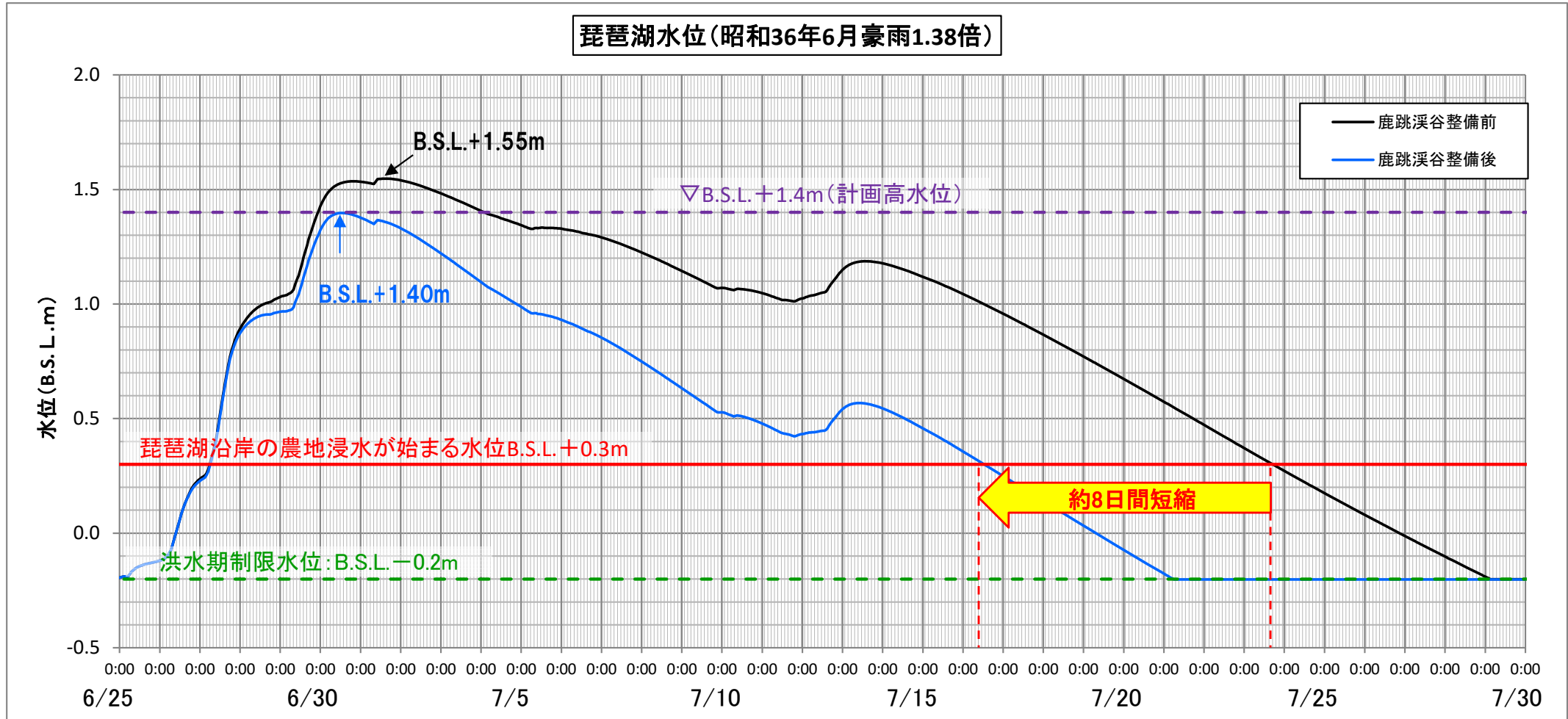
意見No3 観点：河川整備

	鹿跳溪谷河床掘削案	鹿跳溪谷バイパス放水路トンネル	
		右岸案	左岸案
事業量	岩掘削 軟岩V=4.6万m ³ 中硬岩V=5.5万m ³	内空幅12.5m L=2.2km	内空幅13.4m L=1.2km
実現性	<ul style="list-style-type: none"> 鹿跳峡の甌穴（米かし岩）の解除について、協議が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 補償について、土地所有者等との合意形成が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 補償について、土地所有者等との合意形成が必要。
持続性	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理の必要なし。 （洗堰全開放流により堆積土砂はフラッシュ） 	<ul style="list-style-type: none"> 完成後の維持管理が必要 施設完成後50年で最低7億円必要（吐口堆積土砂撤去、防水工再施工、点検） 	<ul style="list-style-type: none"> 完成後の維持管理が必要 施設完成後50年で6億円必要（吐口堆積土砂撤去、防水工再施工、点検）
地域社会への影響	<ul style="list-style-type: none"> 河川利用への影響緩和策が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 立木観音の水利用は、井戸及び伏流水であり、トンネルが寺域下を通過することによる水枯れが懸念される。 周辺地下水（農業・公共利用・湿地環境）への影響軽減策、利水者との協議が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 吐口部に隣接する住家・介護施設への5年間にわたる工事による騒音・振動や、鹿跳橋架け替えによる社会的影響が大きい。 周辺地下水（農業・公共利用・湿地環境）への影響軽減策、利水者との協議が必要。 吐口部の都市公園駐車場が消失
景観・自然環境への影響	<ul style="list-style-type: none"> 景観について、67.2k付近から上流掘削となるため、鹿跳橋から立木観音駐車場付近の景観への影響は小さい。 護岸表面仕上げは、現状の岩河床形状を再現する工法を用い、周辺景観との馴染みに配慮する必要がある。 動植物について、重要種（両生類・爬虫類・哺乳類、鳥類、陸上昆虫類、魚類、底生動物、植物）に関して、生息・生育環境の変化が生じる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 景観について、吐口部・呑口部とも鹿跳溪谷外となり、影響は小さい。吐口部・呑口部とも色彩（明度、彩度）に配慮し、周辺景観への馴染みに配慮する必要がある。 動植物について、トンネル吐口部において、重要種（陸上昆虫類、植物）の生育環境に変化が生じる可能性がある。 地下水への影響が懸念される。 	<ul style="list-style-type: none"> 景観について、吐口部は鹿跳橋直下流の近距離景のため、影響は大きい。吐口部・呑口部とも色彩（明度、彩度）に配慮し、周辺景観への馴染みに配慮する必要がある。 動植物について、トンネル吐口・呑口部周辺において、重要種底生動物、両生類・爬虫類・哺乳類、鳥類、陸上昆虫類、植物）の生育環境に変化が生じる可能性がある。 地下水への影響が懸念される。
親水性の確保	<ul style="list-style-type: none"> 親水性について、現河床より深く掘削する必要があるが、カヌー、カヤック、ラフティング利用に影響がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 親水性について、カヌー等の河川利用に対する影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 親水性について、カヌー等（大会）の河川利用が懸念される。 観光スポットについて影響がある。
概算工事費（コスト）	工事費 100億円	工事費 320億円	工事費 250億円

意見No4 観点:河川整備

【委員会での指摘等】

・目標放流量 $1,500\text{m}^3/\text{s}$ 達成による琵琶湖高水位継続時間の短縮効果を見せてほしい。



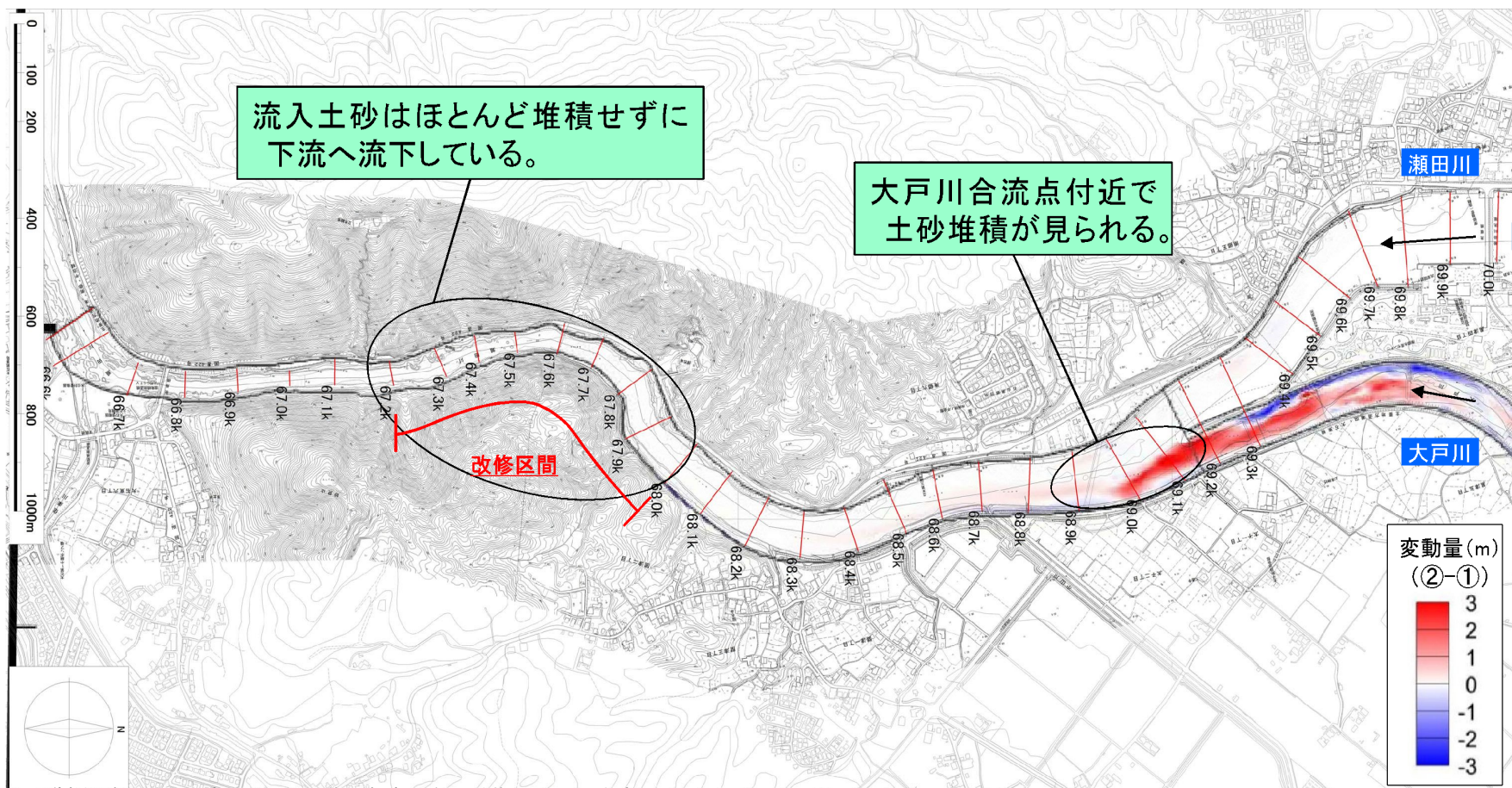
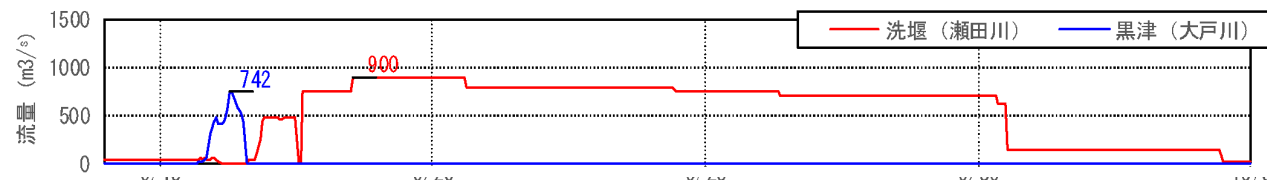
※洪水規制限水位(-0.2m): 6月16日~8月31日
※洪水規制限水位(-0.3m): 9月1日~10月16日

意見No5 観点：土砂動態

【委員会での指摘等】

- ・鹿跳溪谷の河床材料は最近動いているのか、水の中にも同じような材料があるのか。写真を見ると周りの石が黒くなっていてあまり動いていないように見える。今後、大戸川ダム建設により土砂供給が減ることも考慮すると、土砂動態の把握が重要と考える。

現況河道にH25年台風18号洪水を流下させた場合の河床変動解析結果




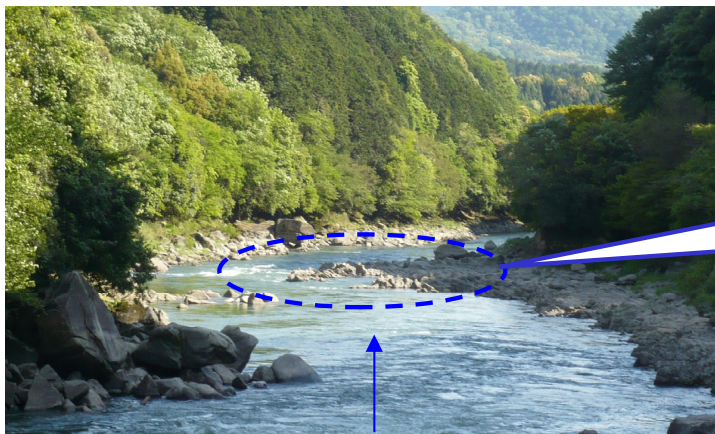
※河道条件：瀬田川H23年度測量に河川改修反映（鹿跳溪谷未改修）、大戸川R2年度測量
 ※外力：H25年8月洪水台風18号（瀬田川：洗堰実績放流量、大戸川：黒津観測所HQ換算流量）

意見No6 観点：景観

【委員会での意見等】

・滋賀県の指定記念物となっている甌穴の取り扱いについては必要な協議を進めて頂きたい。

名称	鹿跳峡の甌穴（米かし岩）
所在地	大津市石山南郷町（瀬田川河床）
形状	高さ：約 1.3m 幅：約 5.2m（南北）、約 3.0m（東西） 甌穴の大きさ：径約 70cm（深さ約 50cm）
指定理由	鹿跳橋周辺の瀬田川河床には、ポットホールとか甌穴と呼ばれている、花崗岩が流水のはたらきによって凹状地形に形成された特異な地形地質がある。古くから「米かし岩」として親しまれているこの岩は、流水の中程にある独立した岩石であり、周囲の甌穴群の中でも特に顕著に甌穴が発達し、岩全体の形状も特異なものとなっている。
指定年月日	平成 14 年 5 月 7 日
写真	



鹿跳峡の甌穴
（米かし岩）

瀬田川鹿跳地区改修に係る法令手続きに関する確認書

当該確認書は、瀬田川鹿跳地区の改修工事に必要となる法令手続きに関して、今後の事業円滑化を目的に、これまでの事前協議の結果について、関係者間において確認するものである。なお、当該確認書における改修計画は河道掘削が前提となっているが、今後、有識者による検討委員会において改修計画を決定していく旨を留意する。

記

1. 自然公園法
第二十条第三項「第一号（工作物を新築すること）、二号（木竹を伐採すること）、四号（土石を採取すること）、十号（土地を開墾しその他土地の形状を変更すること）」については、第六十八条第一項（国に関する特例）に基づき県知事と協議を行うものとする。ただし、前述の行為のうち「第二十条第九項第四号（通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの）および施行規則第十二条（特別地域における許可又は届出を要しない行為）」に該当するものについては、協議を要しない。
2. 滋賀県自然環境保全条例
第二十一条により指定されている「米かし岩」について、第二十二條（自然記念物に係る行為の禁止）に基づく改修を基本とするが、河川管理上必要と認めるときは、速やかに第二十一条第三項に基づき自然記念物の解除に向けての協議を行うこととする。

平成 29 年 6 月 15 日

滋賀県 琵琶湖環境部

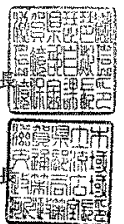
自然環境保全課長

滋賀県 土木交通部流域政策局

広域河川政策室長

近畿地方整備局

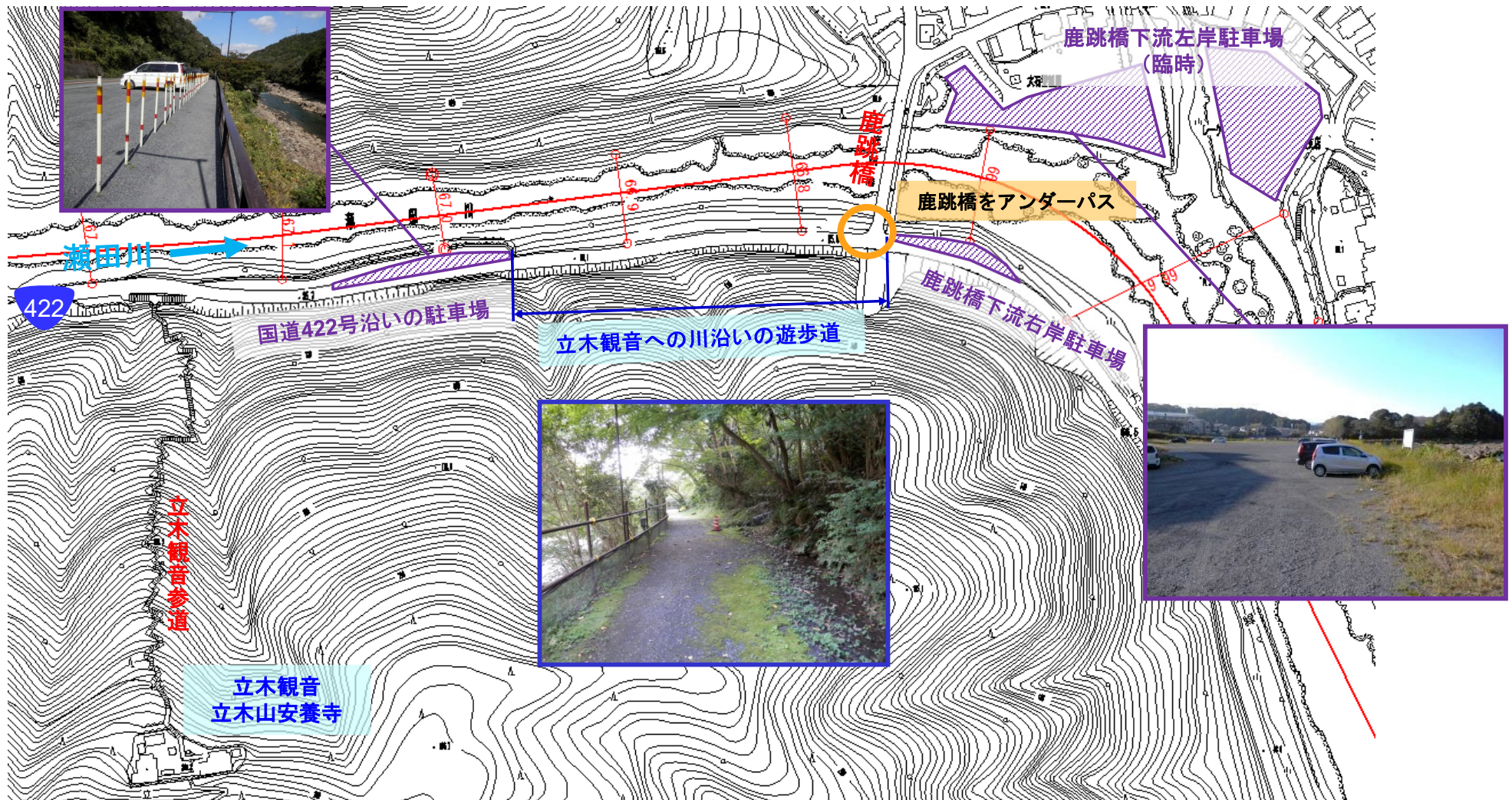
琵琶湖河川事務所 副所長



意見No7 観点:景観

【委員会での指摘等】

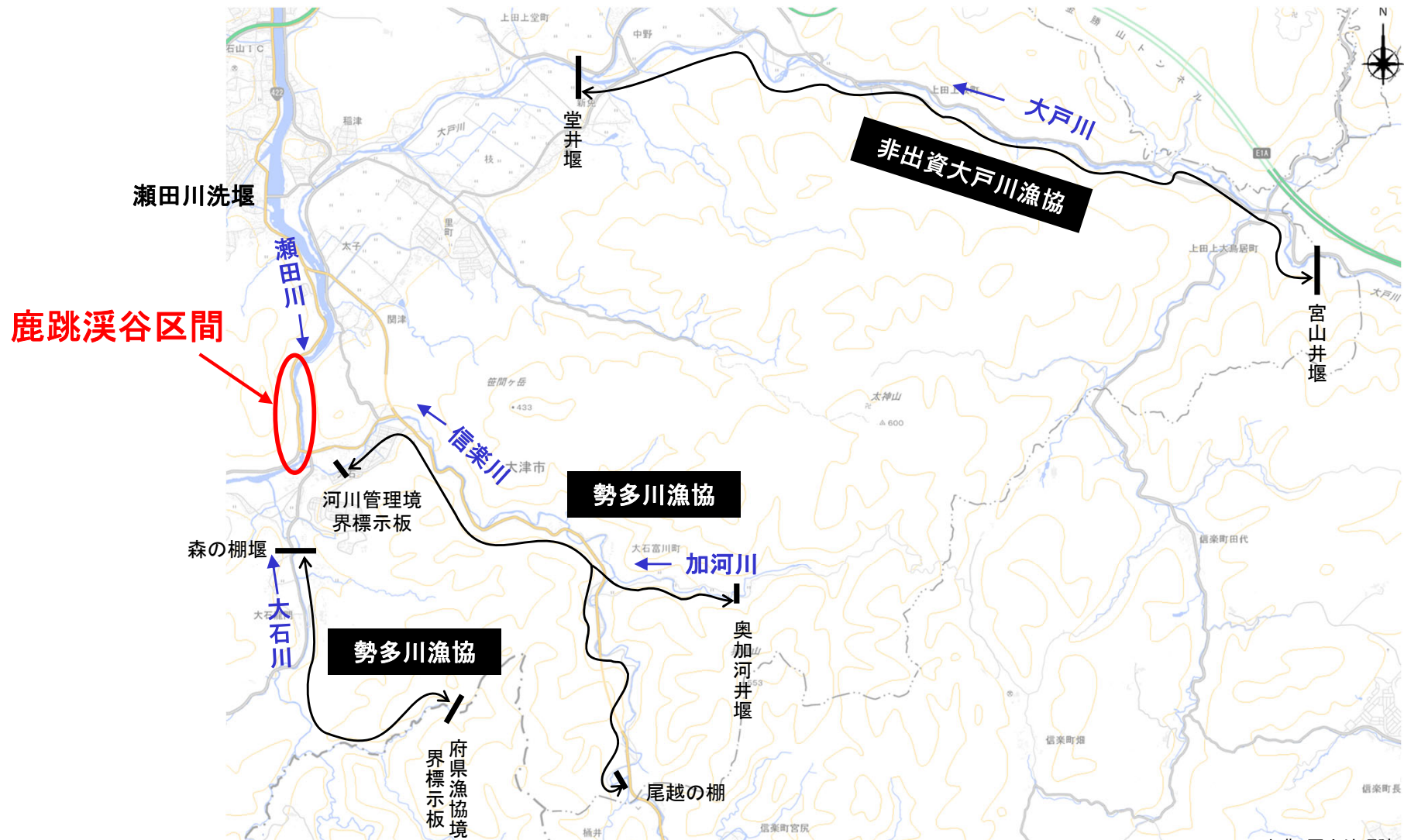
- ・この鹿跳溪谷で景観で何を守り何を変えてよいのか、目標像を考えたほうがよいと思う。例えば、桂川の嵐山地区では昔古来の天竜寺十景があり目標像の参考となった。ここでは立木観音のお寺の縁起と鹿跳溪谷が関連していることから、ヒアリング等を行えば歴史的に見た景観整備の方向性が定まってくるのでは。
- ・立木観音へ参拝される方は立木観音周辺の自然景観を楽しんでいる。立木観音周辺の雰囲気を変えず、原風景を残す工夫をしてほしい。



意見No8 観点：自然環境

【委員会での意見等】

- ・鹿跳溪谷に漁業権はないが、支川のほうに漁業権があると聞いている。注意を払って施工して頂きたい。
- ・漁協権のある支川と、瀬田川の掘削工事区間が重ならないからといって切り離して考えてよいのか。生息する生物に悪影響のないようお願いしたい。



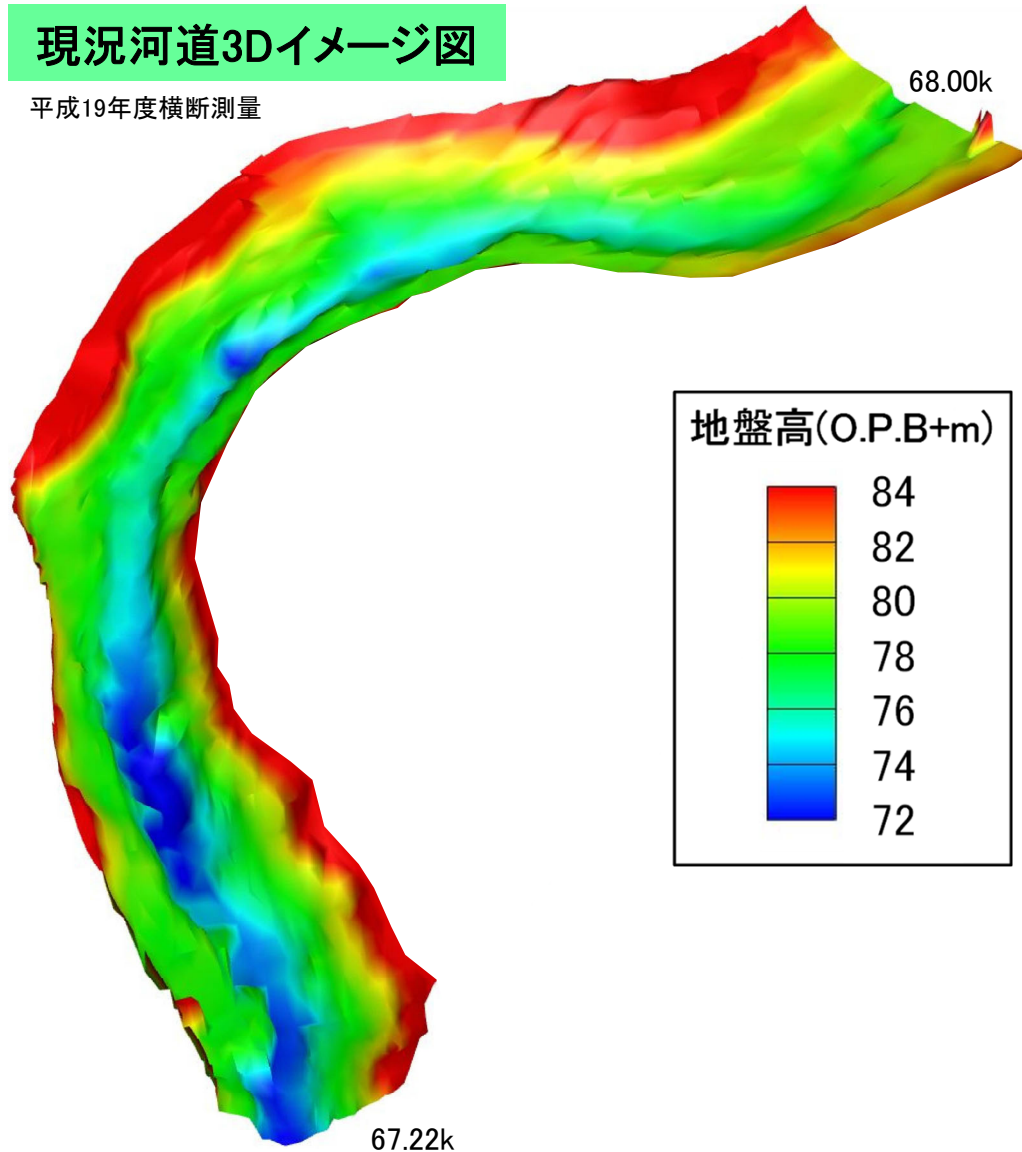
意見No9① 観点：自然環境

【委員会での指摘等】

・動植物に関する調査となると、三次元的な地形や河床材料を把握しておいたほうがよい。

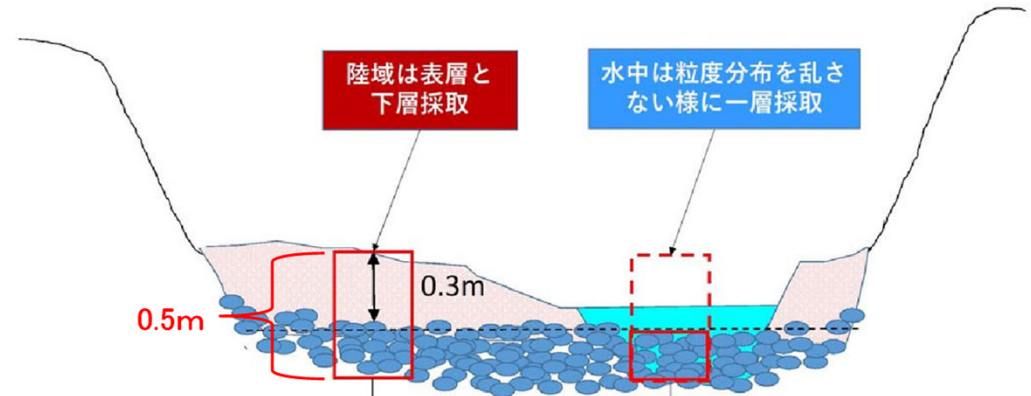
現況河道3Dイメージ図

平成19年度横断測量



河川	区間	セグメント 区分	代表粒径	備考
瀬田川	66.5~68.0	M	(表層 1.5mm)	岩河床
	68.0~70.0	2-2	(表層 3.8mm) 下層 1.5mm	
	70.0~75.0	2-2	(表層 -) 下層 12.0mm	

河床変動解析を実施する上で必要な河床材料調査採取位置



陸域部の河床変動解析を詳細に実施するには、表層が流出する過程を計算する必要があり、粒度分布は二層必要

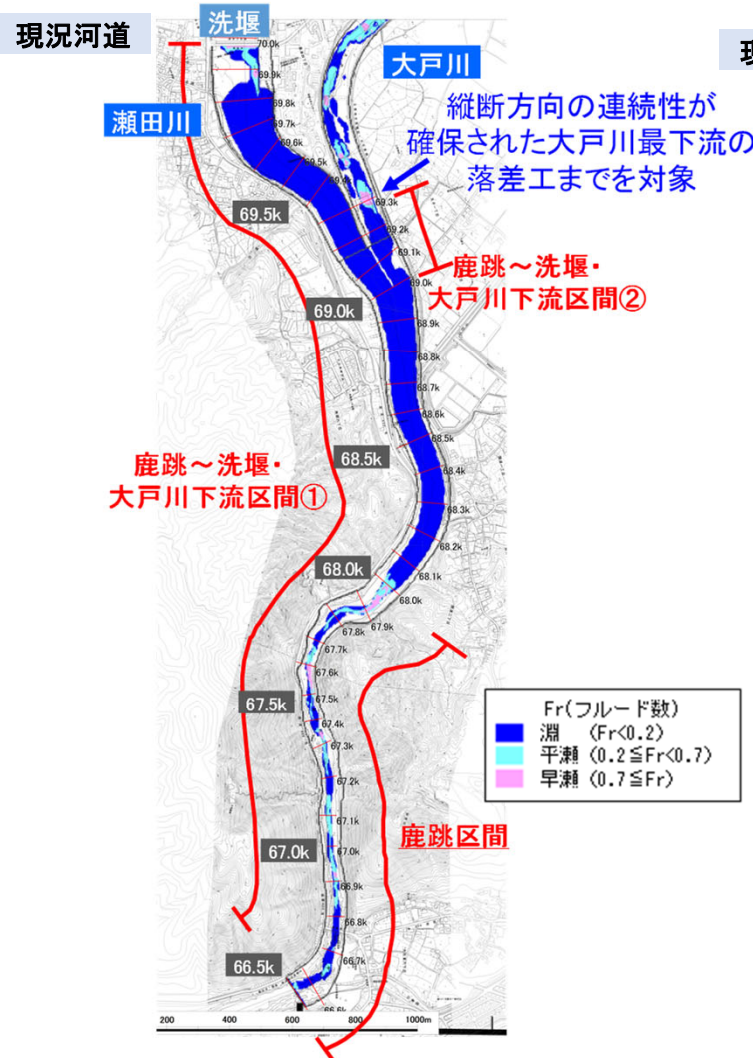
水中部の河床材料は掃流力に応じた河床材料で構成されており、粒度分布は表層で代表されるため、一層で可。

意見No10 観点：自然環境

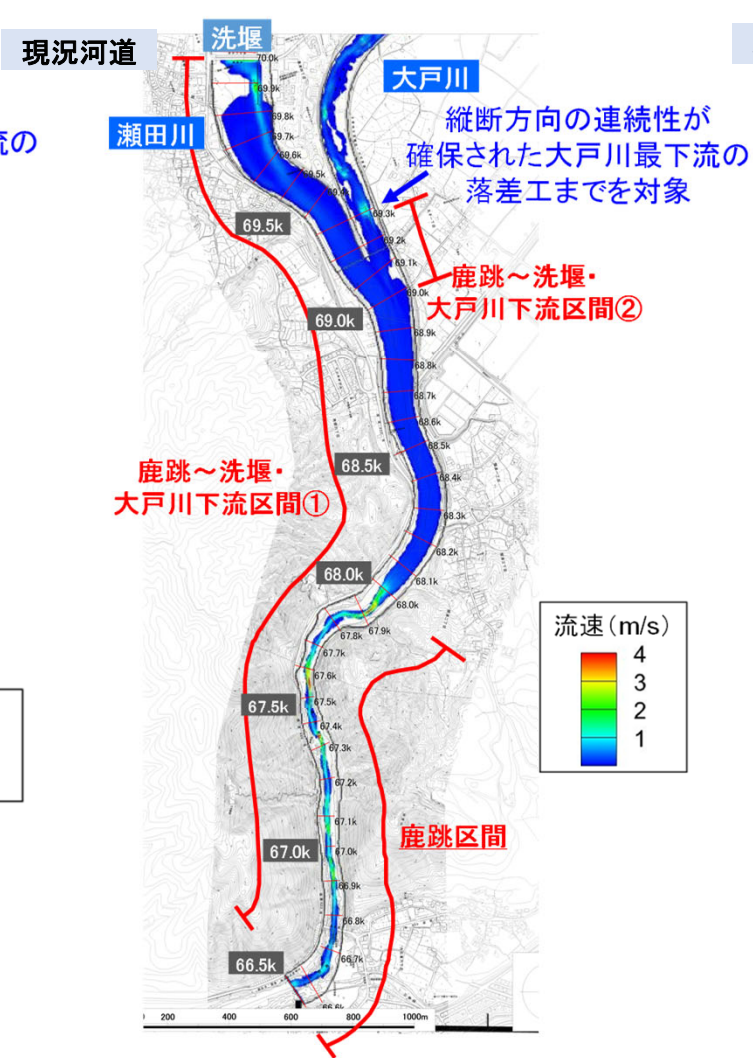
【委員会での意見等】

・自然環境を議論するには、流速や水深の流れの分布が参考となる。それらを面的に簡単に測れるような装置もあるので、洪水時あるいは平水時の流れの様子と生物の選好性が相互に見られるようにするとよい。

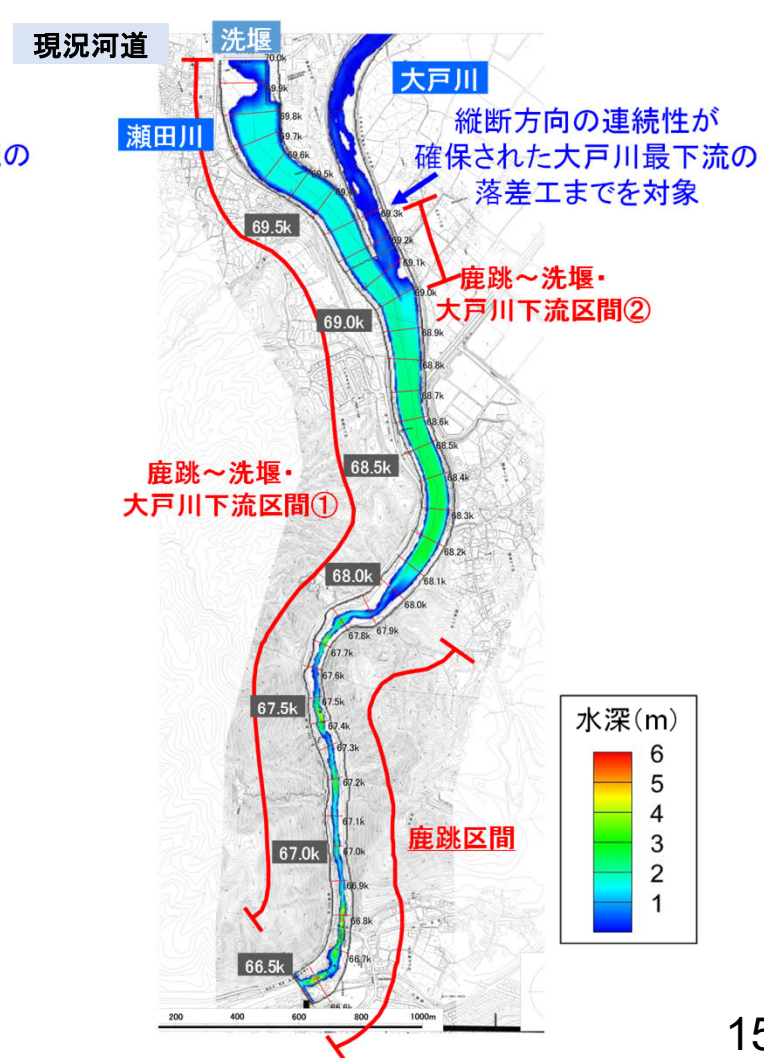
瀬・淵の分布
(20m³/s流下時)



流速の分布
(20m³/s流下時)



水深の分布
(20m³/s流下時)

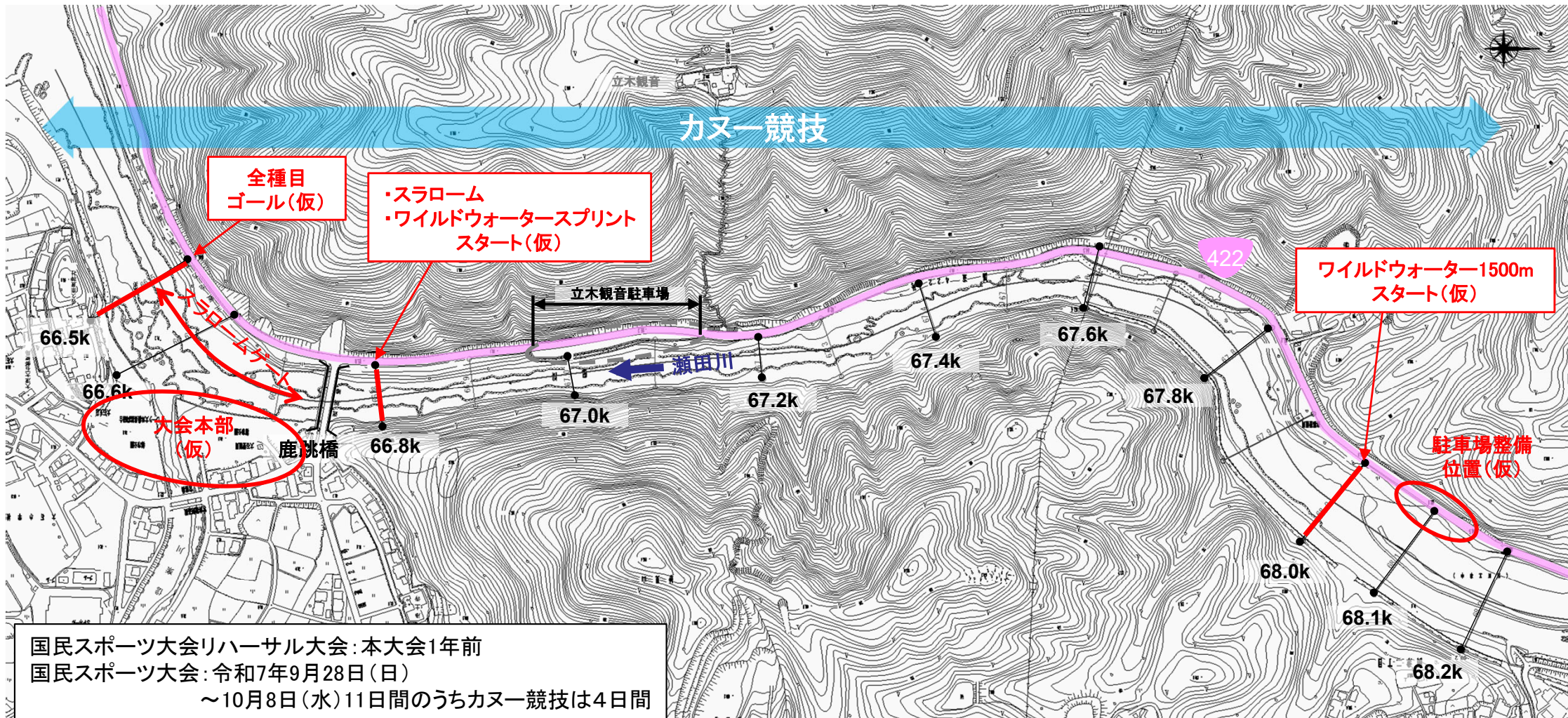


意見No11 観点：親水性（利用）

【委員会での意見等】

- ・令和7年に鹿跳溪谷を会場とした国スポを予定している。整備スケジュールの配慮を頂きたい。
- ・令和7年の国スポ、前年のリハーサル大会も含め、本大会の開催に支障のないように配慮願いたい。
- ・国民スポーツ大会への影響を極力減らすため、工事期間には配慮されたい。

平面図

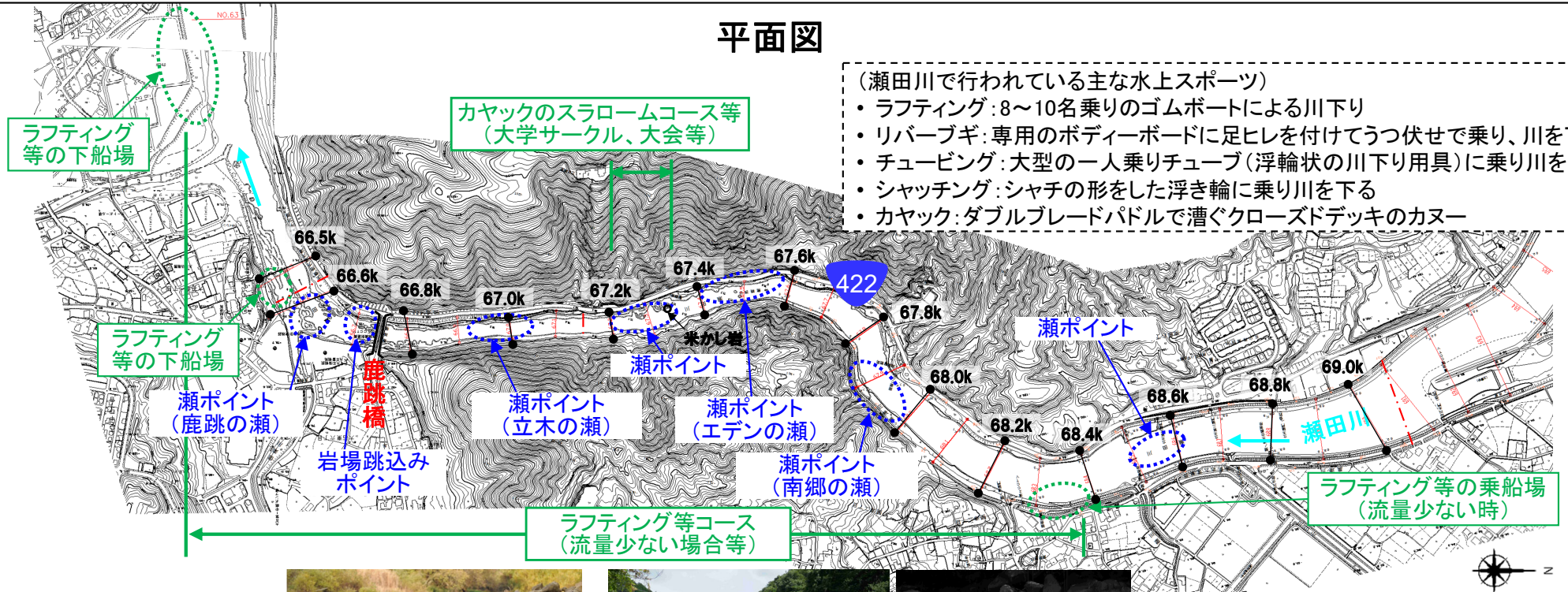


意見No12 観点：親水性（利用，観光）

【委員会での意見等】

- ・事業予定区間は、複雑で多様な流れが連続している区間であり、カヌーやスラローム競技会が開催されている。この水面利用の観点からもカヌーなど水面利用者の意見を配慮した整備を行ってほしい。
- ・アンケートや意見を収集された時には、この委員会でもご紹介いただきたい。
- ・観光面では当該地域は景色もよく、ラフティングなどのアクティビティでも使用されている。観光資源として持続できるような配慮をお願いしたい。そして周辺の事業者の意見も収集して整備を進めてほしい。
- ・カヌーやラフティングへの影響があるので周辺事業者へは理解を求めるため丁寧な説明をお願いしたい。

平面図



ラフティング

提供：大津市フォトライブラリー



カヌー競技開催時の様子

提供：大津市役所



カヌースラローム競技